

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大や防止対策により、市民や事業者のみなさんが受ける経済的な影響を少しでも緩和できるよう、さまざまな経済対策を実施しています。詳細などは担当課へご確認ください。

テイクアウト事業 第2弾!!

テイクアウト食品購入支援事業



長引くコロナ禍の影響により、市内の飲食関係事業者は引き続き厳しい状況となっています。市では、新型コロナウイルス感染症に伴い外出を控えている市民の方を応援し、地域経済の活性化を図るため、テイクアウト食品（弁当、惣菜、パン類、スイーツ類等）を購入した個人または団体に対して支援事業を実施します。

- 【対象者】** 市内でのテイクアウト食品購入者(郡上市に住所を有する者に限る)
※個人及び1企業につき、1申請に限ります。
- 【期間】** 令和2年12月7日(月)から令和3年1月31日(日)までの購入分
- 【支援内容】** 市内で購入したテイクアウト食品の購入総額に応じ、郡上市共通商品券と引き換え引換率：テイクアウト食品購入総額の20%相当

テイクアウト食品領収書総額	郡上市共通商品券
10,000円～19,999円	2,000円
20,000円～29,999円	4,000円
30,000円～39,999円	6,000円
40,000円～49,999円	8,000円
50,000円以上	10,000円

注意点:前回(テイクアウト弁当購入支援事業)からの変更点など

領収書は必ず原本をご提出ください。(写し不可)

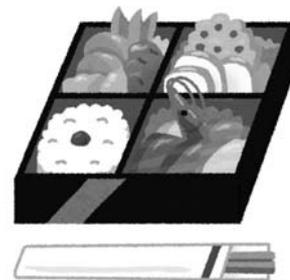
スイーツ・お菓子系の食品も対象となります。

スイーツ・お菓子系には明細(レシート等)を添付してください。

領収書には下記が必要です。

1. 宛名には購入者の氏名(企業名)
2. 販売店の記載と押印
3. 日付
4. 但し書きに、「テイクアウト代金として」の記載が必要

レシートのみは不可。チェーン店は対象外。



【引換】 引き換え期間内に、申請書(様式第1号)に、領収書の原本を添付して提出してください。申請書は、市ホームページおよび商工観光部商工課で入手できます。

引換場所 商工観光部商工課(郡上市産業プラザ)
2月1日(月)から2月12日(金) 平日のみ
各振興事務所(以下の曜日で引換)
上記期間内の火曜日～金曜日(月曜日を除く)

引換時間 (全場所共通) 午前8時30分～午後3時00分

問 商工観光部商工課 ☎ 67-1808